

音更町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

音更町長等の給与等に関する条例（昭和37年音更町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の表に掲げる割合」を「100分の215」に改め、同項の表を削る。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

21 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額（職員の給与に関する条例第25条第2項の規定により同月に期末手当を支給された者にとっては、同項の規定により算定して同月に支給された期末手当の額）に、222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。